

令和 6 年 6 月 27 日

尾 道 市 長
(建 設 部 契 約 課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 株式会社渡辺工業所
- 2 指名除外期間 令和 6 年 6 月 27 日 ～ 令和 8 年 4 月 26 日 (22 か月)
- 3 事 実 概 要 株式会社渡辺工業所の元代表取締役が、尾道市が発注した道路改良工事の入札に関し、公正な入札を妨害したとして、令和 6 年 5 月 15 日、広島県警察に逮捕され、同年 6 月 5 日、公契約関係競売入札妨害の罪で広島地検に起訴された。更に同日、同工事に関連する贈賄の疑いで再逮捕された。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第 2 項第 2 号及び第 10 項第 1 号に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 2 項第 2 号及び第 10 項第 1 号〉

措 置 要 件	期 間
(入札妨害又は談合) 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) (1)の場合にあつて、本市と締結した請負契約に係る工事及び委託業務(以下この表において「市発注工事等」という。)に関するとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 36 か月以内
(贈賄) 10 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下この表において「代表役員等」と総称する。)	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月以上 36 か月以内